

令和5年度 居宅介護 指摘事項一覧

19事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	計画の作成	サービスの提供について、居宅介護計画に位置付けられていないサービスを提供している事例や、サービス等利用計画に位置付けられたサービスが居宅介護計画に位置づけられないままサービスを提供している事例がありました。指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施してください。	都条例第155号第10条第2項、 障発第1206001号第三の3(16)	5
2	評価説明	居宅介護計画等の実施状況の把握が行われていない事例がありました。居宅計画等作成後は、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要時応じて当該居宅計画等の変更を行ってください。またその実施状況や評価について利用者及びその家族に説明を行ってください。	都条例第155号第10条第2項及び第4項 障発第1206001号第三の3(16)①	6
3	アセスメント	アセスメントが行われていない事例及び適切な時期に行われていない事例がありました。初回の居宅介護計画等作成時はもちろんのこと、計画変更時、利用者の状態像に変化があった時には、居宅介護計画等に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第155号第10条第2項、 障発第1206001号第三の3(16)②	5
4	雇用契約書	管理者の雇用契約書が作成されていませんでした。契約書を取り交わす等必要な措置を講じてください。	都条例第155号第12条第2項、 障発第1206001号通知第三の3(22)②	1
5	サービス提供の記録	指定居宅介護等を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければなりません。また、その記録に際し、支給決定障害者等から指定居宅介護等の提供を受けたことについて確認を受けなければなりません。しかしながら、指定居宅介護等を提供した際の都度記録は概ね作成されていましたが、その記録について利用者の確認が得られていませんでした。指定居宅介護等を提供した際は、その都度記録について、利用者の確認を得てください。	都条例第155号第23条第2項、 障発第1206001号通知第三の3(9)②	1
7	身体拘束等の禁止	身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければなりません。一部措置が不足している事例がありました。適切に講じるようにしてください。	都条例第155号第35条の2の第3項、 都条例施行規則第175号第4条の3の第1項、 障発第1206001号第三の3(26)②、③及び④	3
8	秘密保持等	一部従業員について、秘密保持等に係る必要な措置が講じられていませんでした。在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	都条例第155号第36条第1項及び第2項、 障発第1206001号第三の3(27)①及び②	2
		家族の個人情報使用について、同居家族から同意を得られていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るようにしてください。	都条例第155号第36条第3項、 障発第1206001号通知第三の3(27)③	2
9	虐待の防止	虐待の防止に係る対策を検討するための委員会の開催されていませんでした。虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分周知してください。	都条例第155号第40条の2 都条例施行規則第175号第4条の4第1項、 障発第1206001号第三の3(31)①	2
10	変更届	サービス提供責任者の変更について、適切に届け出されていませんでした。省令で定める事項に変更が生じた場合は、都知事に適切に届け出を行ってください。	支援法第46条第1項、 支援法施行規則第34条の23第1項第1号	3

令和5年度 居宅介護 指摘事項一覧

19事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
11	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	支援法第51条の2第1項及び第2項第1号、支援法施行規則第34条の27第1項第1号及び第34条の28第1項	2
12	初回加算	新規に居宅介護計画を作成していない利用者に対して、初回加算を算定している事例が確認されました。については、正しい算定となるよう介護給付費及び利用者自己負担分の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第1の2注、障発第1031001号通知第二の2(1)⑱	1
13	特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅱ)(居宅介護)は、その算定に当たり、厚生労働大臣が定める基準として、事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施しなければならないこととされていますが、非常勤の従業者に対して、健康診断等を定期的実施していませんでした。非常勤の従業者を含むすべての従業者に対して、健康診断等を定期的実施してください。	厚労告第523号別表第1注12、障発第1031001号第二の2(1)⑮	1
14	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、1日につき5単位を所定単位数から減算しなければなりません。適切な算定となるよう事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、介護給付費の減算を行ってください。	厚労告第523号別表第1注16	1